

に移管する、国家公務員がいわゆる地方公務員になるわけでありますけれども、私がここで懸念をいたしますのが、公務員の皆さん、このちで企画立案ができるから道州に行きたい、ここでおれたちの力が発揮できるんだ、そしてまたそれにふさわしい報酬もあるんだという、やはり公務員の皆さんが本当にやる気になつていただくような、そういう身分の転換システムというようなものが私は必要であろうかと思ひます。

票もとるような知事が生まれた場合に、独裁で陥ったり、ボビュリズムに陥ったりとかいうような懸念があるうかと思ひます。私見で結構ですが、大臣のお考へを伺いたいと思います。

○瀧辺国務大臣　今現在、地方自治体の首長さんは直接選挙で選ばれているわけでござりますかね、やはり、その延長線で道州のトップを考えるとするならば、やはり今自治体において起こっている弊害というものは大いに失敗の教訓として考えるべきだ

もとと拡大して考へれば、アメリカなんかは、行政のトップは皆さん、リボルビングドアで、政権のたびにかわるわけですから、まあちょっと政権がわかれても困るんですけれども、政権がかわらない中でも、そうした民間の方を入れていくという仕組みも私は非常に重要なかと思います。特に大臣の、今後公務員の身分を変えていくというのには、これは大きな法改正が必要だと思いますけれども、こうしたことに關するお考へをお伺いいたいと思います。

ろうと思ひます。すなわち、多選による弊害といふのがあるのだとすれば、それは多選禁止といふのを盛り込んでいくのは当然のことであろうと考えます。

時に公務員制度改革も担当しておる人間でございま  
す。道州制を導入するということになれば当然  
然、国、地方のスリム化は避けて通れない課題で  
ござりますし、國家公務員が道州公務員になつて  
いくということも大いにあり得る話でございまし  
て、そういったことを聖域なくして考えていただき  
たいと考えております。

今後とも遠州制に大臣の力強い邁進をお願い申し上げまして、時間が参りましたので、質問を終ります。ありがとうございます。

〔本江・倅大・新風〕 ありがとうございました。  
これまた本当に力強い御答弁をいただいたと思  
いますけれども、この道州の移管の問題と、あと  
一点、地方制度調査会では、道州制が導入された  
ときに知事というものは直接公選をするというこ  
とになつてゐるわけでありますけれども、我々の  
議論の中では、今これに対してもいかがなものか  
など。憲法改正なくしてできるといふ点ではいい  
わけでありますけれども、本当に何百万、何千万  
になるような大きな、国にも匹敵するような自治  
体道州の中で、そのトップが今のような強い権限  
を持つていていいのか。また、これが一人何百万

○高井政府参考人　お答え申し上げます。  
〔企画競争、御指摘のようにこれは随意契約の一種で、タウンシーティングの経費を非常に高く価格にした要因だということなどを指摘しました。〕

方式でござりますけれども、内容いたしましては、相手方を決定するに当たって競争性、透明性を確保するため、事前の公募により複数の者から企画案の提出を求め、その内容等について審査を行い、最もすぐれた提案をした者を契約の相手方とする方式でございます。

御指摘の一〇〇一年度の後期のタウンミーティングの運営の請負契約については、当時、運営業務に関する見知が十分蓄積されておらず、よりよい手法を検討していく中で、直ちに運営業務を定型化して一般競争を行わず、企画競争による業者選定に基づいて契約を行つたところでござります。

○吉井委員 要するに、企画競争といつても随意契約だということですね。これは予備的調査の調査報告の中でも、衆議院調査室がまとめておりますが、企画競争によるものとして、そして契約は随意契約ときつたり書いてありますから、それは間違いないですねという確認です。もう一度確認しておきます。

○高井政府参考人 随意契約においては間違います。企画競争性のある随意契約という認識でございます。

○吉井委員 何か企画競争と聞けば、みんな競争していると思うんですよ。競争契約かと思ったら全然そうじやなくて、随意契約だと。そのことを聞いたわけです。

タウンミーティングの企画競争について、企画競争に参加した企業とそれから見積書の金額を明らかにされたいということをずっと求めしてきたわけですが、見積書は、企画競争のコンペが終わつた後に電通からだけはとつてあっても、毎回必ず他社から見積書をとつたということにはなつていいと思うんですね。だから、見積もりの金額も予定価格も落札率もをするによくわからない、こういうふうになつていると思うんですが、企画競争の後、電通だけじゃなくて必ず他社から見積書をとつていますか。

いますけれども、企画競争に参加した企業、十社でございます。その中でこの企画競争を行つて、当時電通が最も優秀であるというふうに審査をしたものでございまして、その後、見積書を電通からとったたどりということで、電通だけとつておるということです。

○吉井委員 普通は、これは国土交通の場合であれどこであれ、競争入札をやつたら全部明らかにするわけですよ。予定価格はどうであつたか、落札率は幾らであつたかも全部明らかになるのです。企画競争だと言いながら、要するに、電通と随意契約して電通の分だけが出てきて、あとのものは見積もりもつていい。この契約のあり方というものは余りにも異常だということをまず言わなきやいけないと思うんです。そして、これは今からであつても、きちんと各社の見積もりをとつて、改めて提出をしていただきたいと思います。

一月のこの委員会でタウンミーティングを取り上げたときに、政府広報の契約のことについて、公益法人契約の政府広報というのをこのときやつたわけですが、きょうは、新聞による政府広報、広告代理店、広告掲載企業との契約について伺いたいと思います。

政府広報のうち、新聞というメディアを使ったものは予算的にかなり大きいものだと思いますが、どのくらいの割合を占めていますか。

○高井政府参考人 政府広報予算のうち、新聞に係る、予算に占める割合でございます。

当初予算を見ますと、平成十七年度で三一・一%、十八年度三四・一%、十九年度三四・八%となつております。

○吉井委員 それで、新聞による政府広報というのは一般競争入札で行つているわけですですが、入札案件は各年とも、記事下というのと突き出しが二種類がありますが、この二つの掲載方法と契約方法の違いについて伺つておきます。

○高井政府参考人 わたし申します。

まず、記事下広告でございますけれども、新聞





